



市政情報

交通遺児等援護一時金・援護金の給付

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金・援護金を給付しています。

☒県防犯・交通安全課

☎048-830-2955

地域支援課

☎21-1435

☎22-7799



市HP

都市計画道路の変更に关する住民説明会

日8月28日(木)午後7時から

場フレサよしみ(吉見町民会館)

対東松山市及び吉見町に在住の人又は利害関係者

内都市計画道路「3・3・3号東松山鴻巣線(主要地方道東松山鴻巣線)」の終点位置の変更に关する住民説明会を開催します。

問県東松山県土整備事務所

☎22-2453

市都市計画課

☎21-1425☎24-8857

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

	対象建築物	補助率	限度額
耐震診断	次の全てに該当するもの ①既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの ③階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ④申請者が所有しているもの	1/2	5万円
耐震改修	①～④の全てに該当し、かつ耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	23/100	20万円

申交付申請書に必要な書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後に、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。

なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

問住宅建築課

☎21-1464☎24-8857



市HP

地区計画制度

地区計画は、良好な都市環境の形成を図るため、地区ごとの特性に応じて、建築物の建て方に関するルール(建築物の用途、高さ、壁面後退など)を定めた制度です。市では13地区で地区計画を定めています。

地区計画を定めている区域内で、次に示す行為を行う場合は、工事着手の30日前までに届出をしてください。

行為	内容説明
建築物の建築	・「建築物」には、家屋、車庫、物置、建築物に付属する門又は塀などが含まれます。 ・「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。建築確認が不要な10平方メートル以内の建築も届出が必要です。
工作物の建設	「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告物、看板などをいいます。
土地の区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更です。

問都市計画課☎21-1425☎24-8857



市HP

地区計画を定めている区域



農地転用には許可が必要です

農地転用とは

農地を宅地、工場用地、道路、資材置場などの用途に転換することです。

一時的な農地転用

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などにする場合も農地転用になります。

農地を転用するには

農用地区域外の農地の転用は、市街地への近接度合い、農地転用の確実性などによって審査が行われます。農用地区域内の農地は、原則として農地転用が認められていません。農地を転用するためには、農用地区域からの除外手続きをし、転用申請を行う必要があります。また、地域計画区域内の農地は、あらかじめ地域計画の変更が必要です。

市街化区域内の農地は、農業委員会へ届出をすれば転用することができます。

無断転用には厳しい措置

無断転用者には、県が工事等を中止させ、元の農地に復元させることができます。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

問農業委員会事務局

☎21-1433

☎23-7700



市HP

たばこは市内でお買い求めください

市町村たばこ税は、たばこを購入した場所の市町村に納められます。令和6年度は、約6億8,000万円の市たばこ税が納められ、まちづくりの貴重な財源となっています。たばこは市内でお買い求めください。

問課税課☎21-1438☎23-2238

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽は、年に数回行う保守点検とは別に年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。浄化槽を使用していて法定検査を実施していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

検査手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)

申・問(一社)埼玉県環境検査研究協会(埼玉県知事指定検査機関)

☎048-778-8700



市HP

道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していないか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、道路上に置き看板や商品を陳列することは法令違反であり、これらの行為は歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

問建設管理課

☎21-1420☎25-2760



調整給付不足額給付金

問令和7年1月1日時点で市内在住かつ令和6年度に実施した調整給付金の支給額に不足が生じる人

不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した調整給付は、令和5年の所得等を基にした推計額で算定しています。このため、令和6年分所得税額が確定したのちに、本来給付すべき額と実際の額との間で差額が生じた人に、不足する額を1万円単位で切り上げて給付します。

対象となりうる例

- ・令和5年所得よりも令和6年所得が減少した場合
- ・令和5年所得がなく令和6年所得がある場合
- ・子どもが生まれたことで扶養親族が増えた場合
- ・税額修正により令和6年度住民税所得割が減少した場合

不足額給付Ⅱ

次の要件を全て満たす人に、原則4万円を給付します。

要件

- ・定額減税前の令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割が0円である(本人として定額減税対象外)
- ・事業専従者など税制上扶養親族の対象外である(扶養親族等として定額減税対象外)
- ・令和5年度・令和6年度に実施した住民税非課税世帯向け給付金の算定対象になっていない

申請方法 原則、対象者には8月中旬に市から通知します。口座情報の有無等により、申請の要否が異なります。

給付時期 受付時期に応じ、8月中旬から順次振り込みます。

問社会福祉課☎21-1455☎24-6066

フリーダイヤル☎0120-292-221



市HP